

練馬区告示第 358 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年7月6日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
14-295	練馬区	豊玉北 四 丁目 10 番 5 地先	変更前	3.00 および 3.50	12.83	—
	練馬区	豊玉北 四 丁目 10 番 5 地先 まで	変更後	3.50 および 4.00	12.83	6.43

特別区道路線区域変更図

豊玉北 四丁目 地内

縮 尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路

